

社会福祉法人 津山社会福祉事業会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期目標

目標

働き方を見直し全職員の有給休暇取得率を50%以上とし、ワークライフバランスを実現する。

<実施時期・取組内容>

- ・ 2022年4月～仕事と家庭の両立を支援するため、定期的に管理職に対して育児・介護関連制度の周知と意識啓発を実施する。
- ・ 2023年4月～ワークライフバランスの観点から残業時間の削減に取り組む。
- ・ 2024年4月～事業所ごとに業務内容の見直しを行い、効率化に向けての計画を策定する。
- ・ 2025年4月～管理職が率先して有給休暇を取得し、事業所内の有給取得率向上に取り組む。
- ・ 2026年4月～法人内事業所の業務効率化への優れた取り組みに対して好事例として全事業所に展開する。